

# 大規模建築物の省エネ基準適合の義務化が始まります！

平成 27 年 7 月 8 日、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布され、誘導措置（計画の認定や表示認定制度）は、平成 28 年 4 月から施行されています。

平成 29 年 4 月 1 日からは規制措置が施行され、建築主は 2,000m<sup>2</sup> 以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、所管行政庁または登録省エネ判定機関による適合性判定を受けることが義務付けられます。適合性判定の対象となる建築物については、エネルギー消費性能基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなるので、ご注意ください。

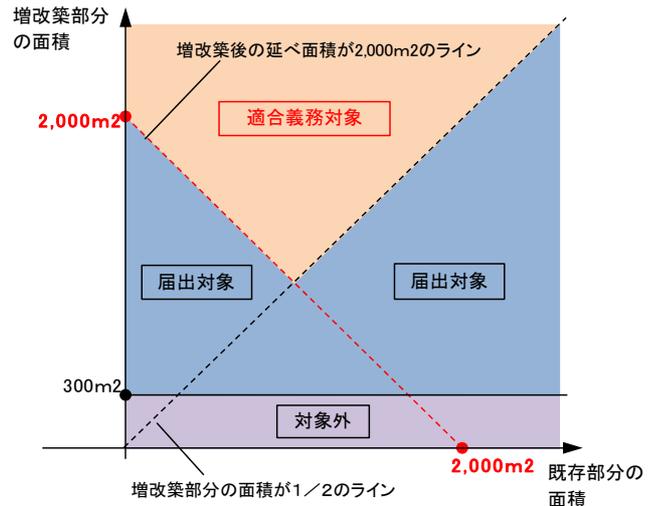
なお、300m<sup>2</sup> 以上の建築物（適合性判定対象建築物を除く。）については、新築や増改築をする際には届出が必要です。（届出書は、所管行政庁に提出）

## 1 規制措置の対象となる非住宅建築物

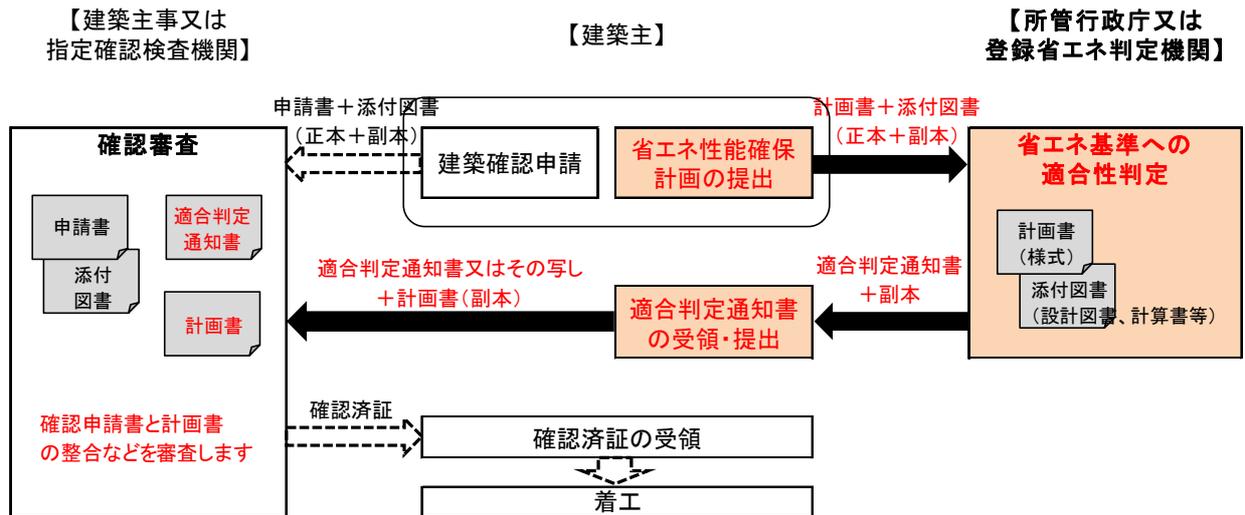
- ① 2,000m<sup>2</sup> 以上の「新築」をする場合\*
- ② 平成 29 年 3 月 31 日までに現に存する建築物に 300m<sup>2</sup> 以上の「増改築」を行い、増改築後に 2,000m<sup>2</sup> 以上となる場合\*で、増改築部分の床面積が増改築後の延べ面積の 1 / 2 超の場合  
※「高い開放性を有する部分」を除いた面積です。

## 2 適用除外になる建築物

- ① 文化財指定された建築物等や仮設建築物
- ② 居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途（畜舎、自動車車庫など）
- ③ 高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）



## 3 確認申請と適合性判定の手続きの流れ



## 4 問い合わせ先

香川県土木部建築指導課総務・企画グループ

TEL 087-832-3612（直通） / FAX 087-806-0239

詳しくは、香川県のホームページ (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>) をご覧ください。

なお、高松市内に建築される場合は、高松市建築指導課（電話087-839-2488）にお問い合わせください。